

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年七月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年七月二日

埼玉県北本県土整備事務所長 木 村 和 正

路線名	鴻巣桶川さいたま線
供用開始の区間	鴻巣市雷電二丁目二〇八五番二地先から同市本宮町二二八六番一地先まで
供用開始の期日	令和六年七月二日
備考	令和二年八月二十一日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一七二・六〇メートル